⑹　Contact point for tender documentation : Hisayuki Yamauchi, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Chugoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 14―15 Higashihakushima-cho, Naka-ku, Hiroshima-city, Hiroshima Prefecture Japan 730―0004 TEL 082―511―3903

表―１

①　入札説明書の配布期間　令和２年３月11日から令和２年６月16日（最終日は17時00分まで）

②　申請書及び確認資料の提出期間　令和２年３月11日から令和２年４月10日９時30分から17時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

③　入札書の提出期限　令和２年６月16日10時30分まで

④　開札日時　令和２年６月19日10時30分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　令和２年５月19日から令和２年６月16日（利付国債の提供の場合は、令和２年６月２日まで）

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和２年３月11日

支出負担行為担当官

中国地方整備局副局長　富岡　誠司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

○第13号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　徳山下松港徳山地区航路（－14m）浚渫工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　山口県周南市晴海町地先

⑷　工事内容　浚渫工　１式
土捨工　１式
排砂管設備工　１式
水路測量　１式
なお、詳細は入札説明書を参照すること。

⑸　工期　契約締結日から令和２年11月13日までとする。

⑹　本工事においては、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）及び技術提案書等の提出、入札等を電子入札システムで行う。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑺　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑻　本工事は、入札時に「周辺海域を航行する一般航行船舶の安全確保のための施工上の工夫に関する技術提案」及び「浚渫工又は土捨工の省人化、若しくは浚渫工の効率化により生産性を向上させるための施工上の工夫に関する技術提案」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式「技術提案評価型Ｓ型」の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるか否かを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑽　本工事の入札において、低入札調査基準価格を下回る金額で持って応札が行われた場合は、不当廉売の疑いがあるものとして公正取引委員会に報告することがある。

⑾　本工事は、当局が設定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が当局が定めた基準を満たさないもの等に対して特別重点調査を実施する工事である。（入札説明書参照）

⑿　本工事は、申請書、確認資料及び技術提案書等を提出した者に対し、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

⒀　本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下、専任補助者という。）を配置することで、現場経験の少ない若手技術者の育成を図る「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、専任補助者の配置については、申請書の提出者が選択できるものとする。

⒁　本工事は、発注者が想定する標準工程を提示する試行工事である。

⒂　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒃　本工事は、「若手技術者を配置」、「働き易い職場環境の整備」及び「担い手育成活動を実施」について、成績評定で評価する工事である。

⒄　本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

⒅　本工事は、施工期間中の荒天休止の実態に基づき、供用係数の精査及び工事期間の延長が必要な場合は工期を延長する荒天リスク精算型の試行工事である。

⒆　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、ＩＣＴの全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するＩＣＴ活用モデル工事である。

⒇　本工事は、令和２年度本予算成立日以降、当該工事に係る予算事務手続が整った場合についてのみ開札を行うものとするため、予算成立の事情により本工事の入札日及び開札日を変更又は取消すことがある。

㉑　本工事における予定価格の作成にあたっては、令和２年３月から適用する公共工事設計労務単価を適用する。

２　競争参加資格

本工事の一般競争入札に参加するためには⑴から⑽に示す要件をすべて満たさなければならない。次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、経常建設共同企業体又は単体有資格業者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等しゅんせつ工事に係る令和１・２年度一般競争参加資格の決定を開札の時までに受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者、単体有資格業者又は経常建設共同企業体にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）に係る港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、950点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾等しゅんせつ工事における客観点数が、950点以上の者であること。）。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、中国地方整備局（港湾空港関係）における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、750点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した港湾等しゅんせつ工事における客観点数が、750点以上の者であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再決定を受けた者を除く。）でないこと。